

平成30年度 第2回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

平成31年3月7日
東京都福祉保健局

(午後1時59分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、皆様おそろいですので、ただいまから平成30年度第2回東京都動物由来感染症検討会を開会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、環境保健衛生課課長代理動物愛護推進担当の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は残念ながら、源委員は所用により、御欠席との連絡を受けております。

それでは、この後は座ったままで失礼させていただきます。

まず最初に、資料等の確認をいたします。お手元に、議事次第、資料一覧、委員名簿、座席表をお配りしております。不足等はありませんでしょうか。

本日の資料及び参考資料につきましては、ペーパーレス取り組み推進のため、机上のタブレット端末に入れております。本日使用する資料は、既に端末画面に表示しております。画面を右にスワイプすると次のページを表示することができます。戻るときには左にスワイプしていただければと存じます。

なお、画面左上にございますファイル一覧というボタンを押していただければ、過去5年分の検討会の資料が全て表示されますので、適宜、御参考にいただければと思います。

タブレットの操作のほうはよろしいでしょうか。もしわからないようなことがありましたら、手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長にお願いいたします。

○貞升座長 座長を仰せつかっております、健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、この会の運営について、再度事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 動物由来感染症検討会は、東京都動物由来感染症検討会設置要綱に基づき運営しております。

本会議は、原則として公開になります。また、資料及び議事録でございますが、こちらについても原則公開することとなっております。あらかじめ御承知おきをいただきたいと存じます。

この会議については、ホームページにて会議の案内を告知させていただいております。

なお、本日、傍聴される方はいらっしゃいません。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題1、平成30年度動物由来感染症調査実施結果について、(1)から(4)までの事項について事務局からの報告を受け、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局から、調査結果についてよろしくお願いいたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、私から資料に沿って説明させていただきます。画面で、資料1-1を出してください。

平成30年度第一種動物取扱業における動物由来感染症調査結果のうち、販売業の結果について説明をさせていただきます。

調査目的については、「はじめに」に書いてあるとおりでございます。

調査対象ですが、都内で販売の登録を受けている第一種動物取扱業者のうちの8施設を対象としまして、そこで販売されている犬54頭、猫15頭、計69頭の、糞便68検体、被毛69検体について、病原体保有実態調査を行いました。

調査実施期間については、御覧のとおりです。

方法ですが、まず、飼養実態について聞き取りを行いました。それから、病原体保有状況調査を行いました。その項目と実施期間等については、資料にございますとおりです。

次のページに進んでいただきまして、結果ですが、調査した8施設の飼養管理状況を表2に示しております。結果は御覧のとおりでございます。

次に、病原体保有状況調査ですが、結果は表3のとおりです。陽性となったのは、犬では、病原大腸菌E T E Cが6頭、ジアルジアが15頭。それから、猫では、病原大腸菌E T E Cが1頭、ジアルジアが1頭という結果でした。

被毛のほうの結果は、表4に示してございます。次のページに入ります。陽性となったのは、犬では皮膚糸状菌陽性が2頭、猫では2頭でした。

陽性個体が確認された各施設において、かかりつけの獣医師による診察や治療等が行われております。

それから、陽性個体が確認された施設に対して、再検査を案内しておりますが、いずれの施設からも再検査の希望はありませんでした。

○貞升座長 ありがとうございます。

都内の8施設を対象として、犬54頭、猫55頭の検査結果ということです。御質問等、よろしく申し上げます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 被毛検査結果で、犬と猫がそれぞれ2頭ずつ出ていますけれども、この施設の中でF施設とG施設で、猫1頭、犬1頭、それぞれ皮膚に異常がある動物がここに記載されておりますが、これは陽性だという理解でしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 表2の中で、猫1頭、皮膚荒れがFであって、Gで犬1頭、フケというのがあるのですが、こちらからは検出はされておられません。

○佐藤委員 じゃあ、病変のない個体からとれているということですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、そうです。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

- 佐藤委員 同じ被毛検査の分で、同定の結果はどうだったのか、教えてください。
- 貞升座長 糸状菌のことですか。
- 佐藤委員 そうです。
- 貞升座長 千葉さん、何かコメント一つありますか。恐らく直接は検査していないと思いますが。
- 健康安全研究センター微生物部副参事研究員 結果を私は聞いていないんですけど、過去だと多分Microsporium Canisがとれていたの、恐らくMicrosporium Canisじゃないかなと思うんですけども、もしかするとTrichophytonもいるかもしれません。確認します。
- 佐藤委員 ここに分離培養法、同定と書かれていますよね。データは出ているけど、きょうここに結果がない。表1で、被毛検査は分離培養法と同定（形態観察及び遺伝子検査）となっていますけれども、この結果は出ているけれども、きょうここに資料がないということなんですね。
- 健康安全研究センター微生物部副参事研究員 ということです。成績としては出ていると思います。それも確認しておきます
- 佐藤委員 お願いします。
- 貞升座長 事務局のほうには、プラスかマイナスしか出ないですか。
- 健康安全研究センター微生物部副参事研究員 今、出します。
- 貞升座長 毎年はどれぐらいというか、大体どちらのTrichophytonと、Microsporium Canisはどちらが多いのでしょうか。
- 健康安全研究センター微生物部副参事研究員 5年ぐらい前の話ですけども、基本Microsporium Canisでした。
- 貞升座長 Microsporium Canisが猫でとれることもある。
- 健康安全研究センター微生物部副参事研究員 そうですね。犬・猫で出ていました。
- 貞升座長 犬・猫でということですね。
では、もう一つぐらい御質問、何かございますでしょうか。
E T E CとかE P E Cのところにつけ加えることはありますか。あるいはジアルジアのところ、もし何かあれば、よろしくお願いします。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 E T E Cとは、腸管毒素原生大腸菌のことで、易熱性毒素及び耐熱性毒素のどちらかが陽性となっております。
E P E Cのほうは病原血清型大腸菌のことで、eaeとbfpという腸管粘膜への付着因子が遺伝的に陽性となったものでございます。
- 健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 ジアルジアについては、遺伝子型別の結果、犬はAssemblage CとDで、猫はFで、人獣共通のAとBは今回は出ませんでした。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに、何か御質問等はございますでしょうか。

今岡委員、どうぞ。

○今岡委員 先ほどのジアルジアの件ですけれども、この結果が表に出るのであれば、そのどちらもAでもBでもなかったと、つまり人に来るものではなかったというところは、文言として中に入れられる予定はありますか。その方がいいかなと思うんです。16でしたか、結構な数の陽性が出ていて、動物由来感染症の調査をしている。それでこれだけ病原体を持っているのがいたというだけで終わってしまうと、見ただけで驚くと思うので、人に感染しない病原体ですというのは、きちんと書き記した方がいいかと思います。

○貞升座長 コメント、ありがとうございます。

では、そのような形で追記するような形で可能ですかね。人に感染する人獣共通のものではないということで、ジアルジアの件でございます。追記していただければと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 わかりました。

○貞升座長 それでは、よろしいですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 先ほどの真菌の同定結果、こちらでいただいておりますのは、犬も猫もMicrosporium属というところまでです。それ以上の種名までは出ていません。

○貞升座長 ありがとうございます。

千葉さん、何かコメントはございますか。

○健康安全研究センター微生物部副参事研究員 恐らくMicrosporium Canis、ちょっと確認しておきます。

過去資料で、平成26年とか平成25年の第2回の検討委員会あたりで見ると、先ほど申し上げましたとおり、Microsporium Canisという形で報告が出てあります。

○貞升座長 ありがとうございます。

一応、Microsporium属ということだけど、恐らくCanisだろうと。

○健康安全研究センター微生物部副参事研究員 そう思います。

○貞升座長 それはちょっと戻って、事務局のほうを通じて皆様方に情報提供というか、情報の共有化をさせていただきたいと思います。

では、次の報告にいつでもよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、続きまして、資料1-2を御覧ください。

i P a dのページでは4ページになります。

平成30年度第一種動物取扱業（種別「展示」）における動物由来感染症調査結果でございます。

目的については、「はじめに」の部分を御覧ください。

調査対象ですが、動物園（A及びB）において、ふれあい展示に用いられている動物の糞便を対象に病原体保有状況調査を行いました。

対象施設別検体数についても、御覧のとおりでございます。

調査期間、それから調査項目、検査方法、実施期間等については、例年行っているものと同じですので、御覧いただければと思います。

ページを次にめくっていただきまして、結果ですが、長くなりますので、表に沿って説明をしていきたいと思っております。表2-1を御覧ください。

こちらは動物園Aにおける病原体保有状況の調査結果です。ヤギ3頭、ヒツジ2頭が腸管出血性大腸菌（EHEC）が陽性という結果になっております。

ページをめくっていただいて、表2-2ですが、こちらは、動物園Aの個体別の病原体保有状況を時系列で示したものでございます。

まず、5月15日に、最初の検査で、ヤギが2頭、ヒツジ2頭がEHEC陽性となっております。その後、再検査が全ての動物を対象に行っておりまして、その際に、ヤギ1頭とヒツジ1頭が陽性となっております。その後、再再検査というのを、再検査陽性の2頭を対象に行いまして、ヤギ1頭が陽性、その次に再再再検査を、再再検査陽性の1頭を対象に行いまして、最終的に陰性を確認しました。

次に表3-1に移りまして、こちらは動物園Bの病原体保有状況の結果です。

ヤギ4頭の全てから腸管出血性大腸菌が検出されました。表3-2は、その4頭それぞれの時系列での保有状況を示したものになります。

まず、5月23日の最初の検査で、ヤギ3頭が陽性となりました。次に、再検査で、全ての動物を対象として行ったところ、ヤギ3頭が陽性となりました。再再検査は、再検査陽性の3頭を対象として行い、ヤギ1頭が陽性でした。再再再検査は、再再検査陽性の1頭を対象として行い、陰性を確認しております。

次ページに行きます。表4ですが、分離されたEHEC菌株の血清型と毒素産生試験の結果を示したものです。結果は御覧のとおりです。

表5ですが、こちらは表4に示した分離菌株の薬剤感受性試験の結果です。表にお示ししましたとおり、全て感受性を示していました。

次ページに行きます。調査結果への対応ですが、陽性となった動物につきましては、ガイドラインに基づいた各動物園の自主管理措置として対応しております。具体的な対応については、次からになります。

まず、陽性個体への対応ですが、図1-1を御覧ください。動物園Aの治療経過を示したものです。

まず、1日目の検査の結果を受けて、16日目から全頭を対象に治療を開始しております。そして、42日目のところで、再再検査の結果を受けまして、陽性の1頭を対象に治療しております。そして、最終的な53日目のところで検査が陰性となり、対応が終了したということになります。

次のページに行きます。図1-2が、動物園Bにおける治療の結果です。

まず、1日目のところで、ヤギ3頭が陽性になったのを受けまして、7日目のところで全頭の治療を開始しました。そして、28日目のところになりますが、再再検査の結果を受け、陽性の1頭を対象に治療しております。37日目に、最後のヤギが陰性だったため、対応を終了しております。

治療の内容については、動物園A、Bともに表にあるとおりでございます。

動物と接触する人に対する注意喚起についてですが、A動物園では、日ごろから来園者に対して、動物とふれあった後の手洗い等を、口頭にて注意喚起はしていましたが、看板等は設置していませんでした。また、動物園内の手洗い場は、調査日当日は破損のため使用不可の状態でした。

本調査結果を受け、手洗い場を修理し、動物をさわった後は手洗いをするよう注意喚起する看板を、ふれあい場の目立つ位置に設置し、正しい手洗い方法を手洗い場の目立つ位置に掲示しております。

B動物園においても、同様に看板等は設置しておりませんでした。この調査結果を受けまして、動物をさわった後は手洗いをするよう注意喚起する看板を、目立つ位置に設置予定でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。よろしく申し上げます。EHECの関係で、AとBの動物園のほうから。

今岡委員、どうぞ。

○今岡委員 二つ教えてもらえますか。

まず、動物園Aのほうで、1回目の検査のときに、ヤギのNo. 1は陰性であったと。その後のほうを見てみると、治療は全てのものに対して薬剤を投与したとなっているのですが、このときにもNo. 1にも薬剤は投与されているのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 No. 1にも投与しております。

○今岡委員 で、その後の再検査で陽性になっているというのが、何となく1回目のときに、実は陽性だったのに落ちていたかなということはないんですね。

あと、同じことが動物園BのヤギのNo. 4についても言えるのですけれども、最初は陰性で、そこで全頭ではなく陽性だけに治療をしたというのであれば、陽性個体から、実はすでに感染していたんだということで、新しい陽性1頭が出てくるというのはわかるのですけれども、全頭治療した後に、それまで前回陰性だったものが、陽性として出てくるというのは、割とあるケースなんですか。

あと、もう1点は、特に動物園Aのほうで、毒素の産生型が違っているんですが、ここでは、先ほど1回目の検査で陰性であった1と4の菌の試験結果が抜けています。その1と4についても、その血清型とか毒素の産生結果を見てみると、もしかしたらその最初に陽性だった個体からうつったと考えられるのか、それとも全く別のものなのかと

というのがわかるかなと思うんですが、そのあたりは検討されていますか。

○貞升座長 ありがとうございます。

今の観点は二つありまして、とれていないところからとれてきたという、とれていないヤギからとれたという点が一つです。それから、もう1点が、それがどうなのかということと、もう一つは二つの種類のEHECで、毒素産生がどうかという話ですけれども。事務局はいかがでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 1回目にとれていないものから2回目にとれているというところですが、確かにそうなんです。それで、この動物たちですが、一緒に飼われていて、個別に管理をされていないので、餌場とか糞とか、そういうのが全部一緒に暮らしている中にありますので、治療してもまたその後、陰性があったものが環境からまた摂取してしまうとか、そういうこともあるのかなという推測なんですけど、ありまして、昨年度の検査結果でも同様の動きがあり、治療についても全頭をやるのはどうなのかなという御意見も、第1回の検討会でいただいたところではありました。

ただ、この検査が、第1回の検討会の前に終わってしまっていたものですから、対応はできなかったんですが、その辺についても、委員の皆様から御意見をいただければと思っていますところなんです。

それから、2点目の、表4にお示ししている血清型と毒素の産生性ですが、こちらは、1回目にとれた菌株についてのみ検査をしておりますので、2回目以降の、再検査以降のものについてはそこまではやっていなくて、比べることができないんですが、すみません。やっていますか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 今、高田さんのおっしゃったとおりで、2回目以降の検査は、遺伝子のみの検査を行っています。1回目の検査は必ず菌を分離して、EHECが存在しているということをまず証明しているのですが、2回目以降については、遺伝子検査のみですと迅速に検査が可能ですので、そこで陽性になったところで結果を報告し、次の投薬を早期にはじめてもらうということで、菌の分離までは2回目以降は行っておりません。

○貞升座長 ありがとうございます。

分離している状況で、あるかないかだけを確認しているということですよ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 はい、そうです。

○貞升座長 すみません。血清型のことで聞きたいんですけど、OUTとHUTとNMの違いを御説明、お願いいたします。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 ○血清型別については、市販されている大腸菌の診断用の血清を使っているのですが、その血清に反応がないものをOUTとして型別不能としております。

Hのほうについては、Hは運動性に関する抗原ですが、NMというのは、ノーマリティーの頭文字で、NMは運動性がそもそもないので、H抗原が発現していない

という意味です。

HUTは、当センターで所有しているH型別の血清に対して反応がなかったものということで、型別不能ということでHUTとしております。

○貞升座長 もう1点、VTに関しては、1と2があると思うんですけど、落ちやすさというのでしょうか、遺伝子のなくなりやすさみたいなものはございますか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 遺伝子の落ちやすさの違いというのは一般的にはないのではないかと思います。また、一般的に人に対する病原性が強いと言われているのはVT2のほうです。

○貞升座長 ありがとうございます。

そうすると、OUTで全部O型は一緒というか、わからないんですけど、Hに関しましてはNMとH8とH31があって、HのUTは何かわからないということですよ。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 運動性はあるのですけども、型別ができないということです。

○貞升座長 最低でも三つ。あとは、VTのあるなしで、また分かれるかもしれないということですかね。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 そうですね。なので、施設Aに関してもBに関しても、複数のEHECが存在しているであろうということが推測されます。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等がございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今回、陰性化するのにすごく時間がかかっていますけれども、その理由というのは、群管理をしているというところにあるんでしょうか。これまでの自分の記憶では、こんなに苦労していなかったような気がするんですけども、ここは初めての展示施設なんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 初めて調査をした展示施設です。

○佐藤委員 はい。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

1点、すみません、よろしいでしょうか。看板のところなんですけれども、最後のお話で、注意喚起をする看板をふれあい場の目立つ位置に設置予定であるというのは、それをそのように指導したということですか。向こうが設置するとおっしゃっていることですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 こちらで指導もしまして、園のほうでも近々に設置予定であると聞いております。

○貞升座長 ありがとうございます。

この辺のことで、佐藤委員、何かございますか。

○佐藤委員 この、触れ合う前の手洗いと、触れ合った後の手洗いというのが園を守る。あるいは人を守るという見地で、すごく大切だと思うんですけども、ぜひ、この設置したところを写真撮影などをしていただいて、合理的な場所に合理的に展示されているか。それから、看板を張っておけばそれで済むという話ではなくて、そこにスタッフの人が気づいたら、口頭で指導するとか、特に石けんを使って洗うんだよとか、そういうようなところまで指導されるといいかなと。

できたら、そういうマニュアルみたいなものがあると、ガイドラインみたいなものがあると、すごく助かるんじゃないかと思うんですけどね。お願いします。

○貞升座長 佐藤先生、動物園のほうにポスターみたいなものを張られたというのを、前回の会議でおっしゃっていたような気がするんですけど、その辺の効果というのはいかがでしょうか。

○佐藤委員 効果までは、検証しておりませんが、非常に見やすい場所に大きくつくっていただいて、そして、なおかつスタッフの人が気づいたら、そこに寄って行って、手の洗い方なんかの指導をしていると、説明を受けています。

○貞升座長 あの辺のポスターというのはお金がかかるものなんですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい、お金はかかりますが、もちろん効果のあるものにはかけようと思います。

○貞升座長 例えば佐藤先生にその辺の技術というか、デザインをおかりして。

○佐藤委員 デザインは私がつくったわけではないです。

○貞升座長 そのデザインをもとにポスターを、来年度予算要求していただいてつくっていただくとかというのは、いかがですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 先生の許可がいただければ。

○佐藤委員 これは、公立の施設なんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 公立とは、このA・Bのことですか。

○佐藤委員 お話は今回のことだけに限らず、今後ということですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○佐藤委員 これは板橋区の公園課のほうで作成したものですので、そちらに聞いて、使っていていいという許可があれば、そこはお渡しできる話かなと思います。確認します。よろしいですか。

○貞升座長 ぜひ、よろしくお願いします。

では、その辺のことを、また来年の予算も含めてお願いできればと思います。

ほかに、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の御説明をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 では、続きまして、資料2を御覧ください。

i P a dでは11ページになります。

平成30年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果の中間報告でござ

ざいます。

目的については、御覧のとおりです。

事業のフローを表に示しておりますが、こちらも例年実施しているものと同じになります。この事業ですが、大きくモニタリング調査と、それからサンプリング調査の二つから成っています。

まず、最初にモニタリング調査について御説明をします。

調査方法については、次のページを御覧いただきまして、一番上です。指定動物病院20病院における、月ごとの診察頭数及び調査項目に感染していると診断した頭数の報告を受けるという方法で、集計をしています。

一つ戻っていただきまして、実施期間や対象とする項目等につきましては、こちらにお示ししたとおりのものです。これは昨年から変わっておりません。

あちこち飛んで申しわけありません。次のページに行ってください、次にサンプリング調査について御説明をします。

調査方法ですが、定点の6病院から検査機関に便の検査を依頼していただき、その検査結果の報告を受けるという形で行っています。

実施期間や調査対象、項目等につきましては、お示ししたとおりです。

調査結果ですが、まずモニタリング調査のほうです。こちらは、まだ途中経過になりますが、平成30年4月から同年11月までの結果について、表1、表2にお示しをしています。

犬、猫合計8万5,430頭の結果が、今のところ出ています。表1は犬の状況ですが、陽性となっているのが、次のページにいていただくと、総計の部分にまとめてありまして、皮膚糸状菌症が13頭、それからアレルギー症が11頭といったあたりが、多かった項目になります。

次が、猫の状況ですが、表2が猫の診断状況になりまして、こちらも総計の部分で見ただくと、2万9,266頭のうち、陽性が多かったのは、左のほうから皮膚糸状菌症が26頭、回虫症の41頭といったあたりです。

それから、今回トキソプラズマ症の1というのが計上されておりまして、こちらはこの調査を始めて以来初めて検出されたものですので、少し補足をさせていただきます。

表の下のところにも書いてあるんですが、トキソプラズマ症につきましては、臨床症状、ふらつきや凶暴化といった症状と、それからトキソプラズマ抗体検査の結果と治療に反応したということから、トキソプラズマ症と判断をしているものになります。

続きまして、サンプリング調査の結果でございます。こちら、平成30年11月までの途中経過、118検体についての結果になっています。

表3を御覧ください。

まず、犬で陽性となったのは、黄色ブドウ球菌が1頭、それから大腸菌O抗原の陽性が10頭でした。猫では、大腸菌O抗原陽性が11頭という結果でした。

表4は、この大腸菌O抗原陽性となった菌株の毒素産生性試験の結果です。犬で1頭、EPEC陽性のものが出ています。

この菌株について、薬剤感受性試験をした結果が表5になりまして、こちらは、全て感受性という結果でございました。

それから、犬で黄色ブドウ球菌が1頭検出されていましたが、こちらは表6のほうにコアグラゼ型別試験と毒素産生性試験結果が出ておりまして、結果は御覧のとおりで、毒素は陰性でした。参考としてこちらはメチシリン耐性であったという結果が出ております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

モニタリング調査としては8万匹ぐらい、サンプリング調査としては118検体ということでの結果でございました。

1点お聞きしたいんですけども、トキソプラズマの抗体検査の抗体価が何倍というのは、情報はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 32と聞いています。

○貞升座長 32倍ですか。ありがとうございます。

では、御質問等はございますでしょうか。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 このトキソプラズマの治療は、クリンダマイシン投与により治癒と書いてあるんですが、それ以外に使った薬はあるんですか。クリンダマイシンだけですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 聞き取りの中では、これ以外の薬剤については聞いていません。

○大西委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。

健康安全研究センターのほうでつけ加えることはございますか。よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 質問ではなくて追加なんですけれども、今のトキソプラズマのことです。

私も聞いてみたんですけども、この猫は宮崎県で保護した猫で、夏休みにお子さんが出かけて行って、宮崎県で保護をしたと。そこで一度てんかん発作を起こしているというのです。それは動画で撮影されていて、臨床上てんかん発作に非常によく似ているということだったそうです。9月に東京に連れてきて、10月に食欲不振のためにしばらく別の動物病院に通って、抗生物質などの治療をしていたんですけども、全く治療に反応しなくてどんどん弱って食欲不振も強くなっていったと。そのうち狂暴化して触れなくなってきたということで、検査を実施していろいろ考え、チェックをしてもわからないんですけど、たまたまトキソプラズマ抗体が32倍であったので、それに基づいてクリンダマイシンの投与を5週にわたってしたと。投与をし始めて2日後には、もう様子が好

転して、性格も落ちついてきて、歩行異常も消えたそうです。

現在も健康でかわいがられているそうですけれども、まず、今回の検便でオーシストは確認していないという答えでしたので、今さら遅いかもしれませんけれども、やってみたいという先方のお話と、それから抗体がどういうふうになっているのかということについても、一応飼い主が拒否、もうよくなったからいいと言われているそうなのですが、やってみたいなというようなことをおっしゃっていました。

で、宮崎県の動物愛護センターのほうにも照会してみたんですけれども、似たような症状を出している症例は経験がないということで、宮崎県は動物愛護センターが県と市で共同運営しているみたいですが、どちらのほうもオーシストの陽性を出しているとか、あるいは症状が出ているという動物はいないというようなお答えでした。

○貞升座長 補足説明、ありがとうございます。

これは、オーシストを検出できる期間というのは、何か情報はありますか。あと、抗体検査に関しても、もし検査法に関して。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 感染した猫のオーシスト排出期間は感染後数日から2週間程度までなので、多分今後検査をされても検出されないのではないかと思います。私としても、ペア血清での抗体価の変動が知りたいところではあります。

○貞升座長 ペア血清であれば上がっていることのほうが、多分、急性期だとするならば、回復期であるならば上がっている可能性もあるし、どっちともとれるのかなと思うので、もしまたそういった次の検査結果がもし出るようであれば、情報を提供していただければありがたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

今岡委員、どうぞ。

○今岡委員 この猫のことですけれど、SFTSを疑うような症状は全くなかったんですね。

宮崎県から、ぐあいの悪い猫に手を出して連れて帰るといのは、本当は、今はもうやってはいけないし、やらないようにしましょうと言わなきゃいけない事例で、実際に開業獣医さんであるとか獣医療に携わる方でも、患者さんが出てらっしゃる。そういう猫が来たときには、特に西日本からというのでもう流行地域で、特に宮崎は今患者さんが一番多いところですし、例えば都内でも、そういう地域からのが来たら注意が必要だと。ただ、感染研でも抗体検査を受け付けていて、依頼されている獣医さんもあるみたいですが、なかなか都内では陽性は出てきません。

○佐藤委員 先生、SFTSの猫というのは、そういう神経症状を出すことも考えられるんじゃないでしょうか。

○今岡委員 考えていいんじゃないですかね。もう具合がひどく悪い、かなり症状は強く出るの。そういったときに、狂犬病なんかでもそうですけれども、おとなしいやつも

いれば、暴れるやつもいるし、どういう症状で出るかというのは、そのときそのときでわからないと思います。

○佐藤委員 であれば、もうちょっと疑いをかけておくと。

○今岡委員 そうですね。西日本のほうではその疑いをかけてもいい時代になったかもしれないと思うんです。

○貞升座長 飼っている方たちには健康被害は、特に出ていないという理解でよろしいんですよね。

○今岡委員 はい。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

では、また後ほどでも構わないので、次の説明をよろしくお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 動物愛護相談センター城南島出張所の原です。座って御説明させていただきます。

平成30年度動物愛護相談センター動物由来感染症調査結果ということです。

まず、1、犬と猫の寄生虫調査についてですが、これは、例年引き続いて行っているものです。すみません、タブレットでは資料3に当たります。

これは1月31日現在のものになっております。

対象及び規模ですが、犬14頭（延べ検体数14）、猫43頭（延べ検体数56）の糞便と、犬8頭、猫29頭の虫体を検査しております。

方法については、資料のとおりでございます。

結果です。犬糞便、14検体からは、寄生虫の卵は見当たりませんでした。猫糞便、56検体から7検体、猫回虫、イソスポラ属が見つかっております。すみません。前回、今岡先生のほうから、数字も入れたらどうかというお話を承っていたんですが、今回また入れ忘れてしまいまして、猫回虫が6で、イソスポラ属が2です。

虫体に関しては、犬8頭からは一切見つかりませんでした。猫29頭のうち10頭から瓜実条虫が10、猫回虫が3、猫条虫が1の虫体が検出されております。

2、犬と猫のダニ媒介性SFTSウイルス抗原モニタリング調査。

期間は、平成30年7月から同年12月まで。

対象は、センターで収容管理しておりました、犬10頭の血清、唾液、猫9頭の血清、唾液。

方法は、リアルタイムPCRによる抗原検査を、健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科の御協力を得て行いました。

結果は、表のとおり、全て陰性でございました。

3、猫を用いた新たな脳摘出法の検討、これは狂犬病臨床研究会及び国立感染症研究所獣医科学部の御助言・御指導のもと開始しております。

対象ですが、猫20頭、剖検による脳の摘出、今回、「ニッパーを用いた小型動物の

開頭方法の検討」ということで、ニッパーを用いたものを開発してみました。

2と3の項目につきましては、今月、3月1日に行われました東京都動物愛護相談センター調査研究発表会におきまして、口頭発表をさせていただいております。

それと、前回、昨年度、狂犬病臨床研究会様と国立感染症研究所の御助言・御指導のもと、猫を用いた新たな脳摘法の開発と保定方法等の検討ということで、関東ブロックで優秀賞をいただいたとお話をしたのですが、これが全国に行きまして、大阪のほうで全国大会がありました。厚生労働省健康局長賞というのを再度いただきまして、この場をおかりして、また御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございました。

事務局からの説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。

寄生虫の検査とSF-TSの検査、それから脳適出法ということで、これに関しましては表彰を2カ所でされたということで、いかがでしょうか。

1点、2番のリアルタイムPCRによる抗原検査というのについて、概要をもしあれでしたら、センターのほうから御説明をお願いします。

○健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科主任研究員 検体は血清と唾液のほうをいただいているんですけれども、こちらからRNA抽出をしまして、遺伝子検査の方法の一つでありますリアルタイムPCR法というので抗原の検査をいたしました。

今回は陽性はなかったんですけれども、もし陽性があつた場合には、さらに塩基配列等を見るような検査に進める予定としておりました。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 1番の寄生虫調査のところで、こういう表記だとやりにくいとは思いますが、エキノコックスは陰性であった旨の一文をつけておかれたほうが、都民は安心するかなと思いますので、お願いしたいと思いますが。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 はい。今回も虫卵が全く、犬に関しては出てきていませんので、エキノコックス単独で調査したものではないので、今回は載せておりませんが、前回、第1回のほうで議論させていただきましたところ、虫卵が出たときには、再度、健康安全研究センターのほうで御相談させていただいて、エキノコックスであるかどうかの確認はして、もし当たっていればそれは載せるという、御検討を前回させていただいたと思うので、その旨で行わせていただいております。

○貞升座長 何か、コメントございますか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員 虫卵検査でエキノコックス虫卵が見つからないのであれば、ただし書きのところに、エキノコックス虫卵マイ

ナスと書いても、特に問題はないと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

前回は、たしかそのような形になったのかなと思うんですけども、改めて、例えばやった範囲では出ていなくて、マイナスと書くことに関して、何か問題はございますでしょうか。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 私一存で今お答えできないので、動物愛護相談センターのほうで検討させていただきたいと思います。

○貞升座長 検査法は全て限界がございますので、そのやった範囲でという制限の中で、寄生虫の専門家も今コメントをしてくださったように、その範囲で陰性というのは悪い話ではないと思いますし、佐藤先生がおっしゃることは最もだと思いますので、御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかに、御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、後ほどでも構わないので、次の調査について報告をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、資料4です。i P a dでは17ページになります。

平成30年度狂犬病調査結果について御報告をさせていただきます。

こちらですが、厚生労働省の狂犬病検査実施要領に基づきまして、都内の犬や野生動物を対象とした狂犬病調査を実施いたしました。

検査した動物は、犬が2頭、C群のもので、野生動物はタヌキが2頭、こちらはB群のもので、C群、B群といった分類については、この下の表を御覧ください。

実施機関等につきましては、お示ししたとおりで、例年と変わったものはございません。

次のページ、調査結果が表1にありまして、こちらですが、犬2頭の結果は、PCR法で陰性、蛍光抗体法については実施しておりません。

タヌキ2頭の結果ですが、PCRで陰性、蛍光抗体法も陰性という結果をいただいております。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

狂犬病の結果です。B群がタヌキ2頭、それからC群が犬2頭ということで、全て陰性だったという結果でございます。

御質問等はございますでしょうか。

これは毎年4頭ぐらいやっているんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 大体このぐらいの規模です。

○貞升座長 幸いにして、咬傷事故はないということの理解ですよね。はい、ありがとうございます。よろしいですか。

では、全体を通しまして、言い忘れたこととか、御質問等、御意見等は特にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員 わからないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、この野生動物のモニタリングというので、タヌキを今回2頭やっというわけなんですけど、タヌキの推測する生息数に対する割合とかというのは、その疫学的な意味というのはいないのでしょうか。例えばモニタリングをして陰性であるというためには、N数というのは、たった2頭でいいのというところをお聞きしたいと思うんですけど。

○貞升座長 いかがですか。難しい質問ですが。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 難しい質問で、もしやるとしたら、この規模感ではいけないことかと思うのですが、そもそもの調査目的として、そこまでの統計学的な都内における野生動物の陰性を確認するといったところまでは、このモニタリングの中では含まれていないということで、御理解いただければと思います。

○佐藤委員 そうなんですか。東京都内における野生動物のモニタリングとしての報告と、私は思っていたんですけども、厚生労働省も恐らく全国にそういった通知を出したのは、何でもいからその手技の確立のためにやっておいてねというような話ではなくて、実際に出たら大変だから、ちゃんと見ておいてねという話だと思うんですね。そうしたら、これについて意味のある調査をやらないと、余り陰性という言葉に重みがないような気がするんですけども、そのあたりはどうお考えですか。お金もかかるんですけど。

○貞升座長 そうなんですよ。感染研の井上先生にお話をして、いつまで続けるのという話を個人的にさせていただいたことがあるんですけども、結局、具体的に情報は上げていくという話なんですけども、普通は、例えば麻疹・風疹であるならば3年間なければ、それで多分清浄化という形になると思うんですけども、ある意味、1950年以来狂犬病のワンちゃんも出ていないですし、それでも、なおかつまだ白とにならないので、いつまでやるんですかと言ったら、ずっとという形なので、なかなかきついなというところもございませう。

佐藤先生がおっしゃることは、もちろんそうなんだと思うんですけど、台湾で2013年ですか、イタチアナグマで出たということもございませうので、これはずっとタヌキだけなんですかね。逆にほかの動物はどうなのかなと、私もちょっと思っているところがあるんですけど。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 野生動物は、ほかの動物も対象ですので、タヌキに限らず、やっていく必要はあるかなと思っています。ある程度手技を確立するまではタヌキをやりたいということで、今年はタヌキに限定して検体確保をしたんですけど、今後はその種類を広げていくということもありなのかなと考えています。

○貞升座長 例えば、具体的にはどんな種類を考えられるんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 この要領の中で、野生動物はアライグマとかハクビシンの種類が挙げられていますので、そういったものの中で、あとは実際検体がとれないと検査もできないので、その辺の事情もあるんですが、その中からとれたものでという事になっていくのかなと思います。

○貞升座長 数もそうです。検体数というよりは、種類を変えて少しずつ継続的にやっていくというような御理解でということですかね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○貞升座長 先生、よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局は、ただいまの検討内容を踏まえまして、取りまとめをお願いしたいと思います。

それでは、議題2に移りたいと思います。平成31年度動物由来感染症調査計画について、(1)から(4)までの事項を、事務局から御説明をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、資料5を御覧ください。i P a dでは19ページになります。ここからは、平成31年度の調査計画になります。

まず、資料5は、動物取扱業における動物由来感染症調査計画の案になります。

次に詳しくそれぞれ説明している別紙がありますので、そちらのほうで説明をしていきたいと思います。

別紙1を御覧ください。

平成31年度第一種動物取扱業「販売」における取扱動物の病原体保有状況調査計画の案でございます。こちらは、目的、規模、検査項目等、平成30年度と同じ内容となっております。

これを、めくっていただいて、i P a dの22ページの別紙2です。

こちらが、平成31年度動物取扱業「展示」におけるふれあい動物の病原体保有状況調査計画(案)でございます。

こちらは、若干変えた部分がありまして、まず、タイトルですが、第一種動物取扱業「展示」として今までやってきましたが、第一種という文言を取りました。取って、第二種のふれあい展示をやっている施設も対象とすることとしています。

調査の規模等は、今年度と同様です。陽性だった場合の動き等も変わりません。

検査結果の取扱いというところですが、この結果につきましては、本検討会において報告をして、都民に対する情報公開や注意喚起の方法等について検討を行うこととしています。

それから、動物取扱業への情報提供ですが、この調査結果ですとか調査結果に基づく対応につきましては、他の同様の業態の動物取扱業者における自主管理の推進のための参考として、責任者研修会等で紹介するというようにしております。

次は資料6になりまして、平成31年度動物病院における動物由来感染症モニタリン

グ事業計画（案）でございます。

こちらですが、目的や事業の流れ等は、今年度と変わりませんので、省略します。

まず、1個目のモニタリング調査ですが、こちらの内容は、今年度と変わりません。

ページは次に行っていただきまして、サンプリング調査ですが、こちらのほうは検査項目が変わります。

検査項目として、犬と猫のコリネバクテリウム・ウルセランス、こちらを対象として調査を、31年度は実施をしていきます。

項目を変えた理由ですけれども、今まで平成29、30年度は糞便の細菌検査を実施してきました。この結果、毒素産生性などの病原性のある菌の検出率が低かったということと、あとはウルセランスが国内で死亡事例もありまして、平成30年1月には国の通知も出ていますので、実態把握が必要な病原体かなということ、調査する必要性が高いものへシフトしたという形になります。

調査方法については、同じような形で、指定動物病院6病院におきまして、飼い主さんの了承を得られた犬や猫の糞便ではなくて鼻汁になります。鼻汁の検体、各84検体を検査機関に送っていただきまして、そちらでコリネバクテリウム属と同定されたものにつきましては、健康安全研究センターで確定検査を行っていただき、ウルセランスの毒素産生性の検査をしていただきます。

○貞升座長 一旦、ここで切っていただきまして。

1点お聞きしたいんですが、ふれあい動物の第二種の動物取扱業「展示」のところは、具体的にどのような施設を考えられているのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 場所を選定する際のリストの中に第二種も入れたということで、まだそこを調査するところではないんですけれども、営業ではなくて、例えば学校等でふれあい用に飼っている動物などもありますので、そのあたりが対象になるかなと思います。

○貞升座長 ありがとうございます。

それから、コリネバクテリウム・ウルセランスについて、健康安全研究センターのほうから追加はありますでしょうか。毒素について、どういう毒素かというようなことなど。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 ウルセランスについてですけど、コリネバクテリウム属の中でコリネバクテリウム・ジフテリアエという、いわゆるヒトのジフテリア症を起こす菌がいるんですけれども、コリネバクテリウム・ウルセランスの中に、そのジフテリア毒素と非常に類似した毒素を産生するものがあるということで、それが人への病原性ということになっています。

分離培養法で陽性となった場合、まず、コリネバクテリウム・ウルセランスであるかどうかという遺伝子検査を行いまして、そうであった場合には、毒素産生性についても遺伝子で検査を行いまして、場合によっては、生化学性状やMALDI-TOFMSなどを併用して、菌種の同定と毒素の産生性のある・なしというのを見ていこうと思って

おります。

○貞升座長 ありがとうございます。

それでは、御質問等ございますでしょうか。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 25ページ目の、先ほどから少し話題になっているコリネバクテリウム・ウルセランスの件なんですけれども、これは飼い主から了承を得られた犬及び猫というふうにお書きなんですけど、これは文書で了承をとるんですか。

○貞升座長 これは、具体的には検査会社のところに依頼しているのですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 検体をとるのは、お願いしている獣医師会様の動物病院になるのですが、そちらで、まず各獣医の先生が、飼い主さんに検体、こういう趣旨で検査をするけれどもいいですかという了承を、そこでとっていただくというような形で行っております。

○大西委員 人間のように文書でとって、それを残しておくという意味ではないんですかね。口頭でおとりなんですか。

○佐藤委員 では、私のほうでお答えしますと、東京都のほうから、あらかじめこの調査に係る趣意文書のようなものがつくられていますので、それを提示しまして、よろしいですかと口頭で説明をしてお願いをしていると、書類は残していません。

○大西委員 わかりました。ありがとうございます。

○貞升座長 人間の場合はインフォームド・コンセントというのがあってうるさいのであれですけど、ワンちゃんのほうは、そこまでは多分っていないのかなと、そうですね。先生ね。

○佐藤委員 鼻汁をとろうとしたら、傷ついて鼻炎がひどくなったじゃないかなんてというような話もあるかもしれません。

私のほうからもちょっとお聞きしたいんですけど、今回は鼻汁に限定の調査という理解ですか。例えば、風邪の症状を出しているというのと、ほかにも目やにが出ているとか、あるいは咽喉頭からのスワブをとってもいいとか、あるいはコリネバクテリウムというのは、僕も経験はないんですけど、難治性の皮膚炎も起こすそうですよね。だから、皮膚のそのところからとってはだめなのかとか、今回の趣旨としては鼻汁に限ってやるということなんですか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そういう形で、まず調査をしたいと考えています。

○佐藤委員 今岡先生、このコリネバクテリウムの場合は、ほとんどがもう鼻粘膜といますか、呼吸器症状のほうは圧倒的に多いんですか。

○今岡委員 感染している猫で、人に感染、人にうつすリスクというのを考えていくと、どうしても、その感染猫からせきであるとか鼻汁であるとか、そういったものを介して感染してくるということが一番リスクとして考えられます。なので、モニタリングというかサンプリングして調べるということであれば、とりあえずは鼻汁が出ている犬猫で

鼻汁をとってみるというのは、導入としてもいいのかなと思います。多分、喉よりもとりやすいと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。この、鼻汁というのは、あくまでも症状としての鼻汁、何か病気だよというものを対象にしていくんですね。見た目健康そうな犬・猫からとるということは認めないということなんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 できれば、症状が出ているものを対象としていただければと思います。

ただ、このモニタリングという調査の中でやるので、結果をすぐお返しするというのは難しいので、診断目的にはならないのですが、その辺もよく飼い主さんにお話をさせていただいて、進められたらと思っています。

○貞升座長 人で言うところの感染症発生動向調査みたいな形の病原体定点みたいな形ですかね。

どうぞ、先生。

○今岡委員 このモニタリング調査ですけど、先ほども話が出ましたけど、SFTSを入れることはできますか。確定診断というのは、結局、ジアルジアにしても何にしてもどこかに検査依頼が出て確定して、こういう症状が出ましたよというので、モニタリング結果として出てくるんだと思うんです。SFTSも疑った場合は、検査を感染研なり、獣医系の大学が幾つかあって、そこで依頼をできるという形になっているので、依頼をして、もし陽性があれば、その数がここのモニターの項目の中へ出てくる。そして、それはそれで意味のある数字になっていくと思うので、多分当初はゼロだろうとは思いますが、項目として入れておくのはいいかなと思います。

○貞升座長 今岡先生がおっしゃっているのは、SFTSの症状が出ていて危ないようなときには、検査をして、それをカウントしたらどうかという理解でもよろしいんですか。

○今岡委員 そうですね。もし似たような症状が出ているのであれば、検査依頼をして検査させていただいて、それでもし陽性であれば、カウントで上げていただくと。数としてはその検査をした大学なり、感染研に入れば感染研なり、そういったところで、全体として幾つ出ているというのがわかりはするんですけれども、この東京都の調査の中で、都内で例えば1件出たということであれば、その1件がどういう履歴を持った猫だったのか。例えば先ほどのように、西日本のほうから持ってこられた猫だったならば余計気をつけなければいけないし、逆に西日本とは全く無関係で、都内の猫であったということであれば、東京都としても都の調査をもう少し拡大していく必要が出てくることになると思います。そこで、とりあえず項目として入れておいて、ひっかかったら、またそのとき考えましょうで良いので、項目に入れておいてもらえればと思います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 31年度の計画につきましては、あちこちの調整が済んだところで、すぐに入れるのは難しいのですけれども、32年度、今後この調査研究の枠組みの中で、やっていくことができるのか、検討していきます。

○貞升座長 ほかに何かございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 質問ですけれども、厚労省のホームページをコリネバクテリウムのところを見ますと、検査先というのが紹介されていて、その中に健安研というのが堂々と記載があるんですけれども、これは私たちのほうから直接オファーを出して、このサンプリングの調査とは別にやられるという理解でよろしいのでしょうか。

○貞升座長 SFTSに関してということですか。

○佐藤委員 いや、コリネバクテリウムです。

○貞升座長 人におけるコリネバクテリウムですか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 それは人のコリネバクテリウム・ウルセランス感染症の場合のものであるのではないのでしょうか

○佐藤委員 インターネットでは、獣医さんへと書かれています。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 確かに載っています。

○貞升座長 多分、研究班のだと思うんです。それで、共同研究していたところ全部名前を入れていただいたというか、名前を入れられたと思うんですけれども。

○佐藤委員 でも、私たちとしては、受けていただければ、こんなにありがたい話はないんですけれど。

○貞升座長 ウルセランス自身が動物に悪さをしている場合よりは、不顕性のほうが多分多いと思うので、ちょっと難しい面があると思うんですが、もし症状があつてというときは、相談に乗るのはいいんです。検査までは、色んな壁がございます。

○佐藤委員 いや、あれは検査を受け付けると書かれています。変えられたほうがいいのではないのでしょうか、受けられないのであれば。

○貞升座長 そうですね。検査の依頼先と書かれています。ただ、検査予算の枠組みもございますので、この枠組みで受けられるかどうかということに関しては、もうちょっと深めて考えていきたいです。

この動物由来感染症事業の中では、数年前に糸状菌の検査をさせていただいた経緯もたしかあったと思うので、それは逐次御相談させていただきながら対応していきたいと思えます。

○佐藤委員 ええ。

○貞升座長 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、城南島のほうの31年度の動物愛護相談センター動物由来感染症調査計画をよろしく願います。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 それでは、資料7のほうを御覧いただければと思います。

その次のページに、目的とか書いてございますので、これは後で御覧いただければと

思っております。

1 番目、犬と猫の寄生虫調査、これは継続をして行いたいと思っております。規模に関しましては、今年度と同様ぐらいになるかなと、今考えております。

2 番目としまして、犬と猫のダニ媒介性 S F T S (重症熱性血小板減少症候群) ウイルス抗原モニタリング調査です。今年に引き続きまして、健康安全研究センターのほうで御協力いただけるということなので、31 年度も都内における S F T S の感染リスクの把握等を目的として、収容した犬猫 (負傷動物も含む) を対象として、ウイルス抗原のモニタリング調査を継続していきたいと思っております。

検体数ですが、犬 10 頭、猫は少し頭数をふやしていただいて 20 頭、血液及び唾液を各 30 検体程度をやらせていただきたいと思います。

それと 3 番目ですが、次の計画案、長々と書いてあるものに漏れてしまっているんですが、すみません。漏れてしまいました。

3 番目としまして、小動物を用いた脳摘法の検討ということで、これもまた佐藤先生のほうに御助言・御指導をしていただきながら、ことしのニッパー法の検証ですとか、何かをやっているうちに新たなものが発見できないかと思ひまして、継続させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。

続きまして、狂犬病のほうの計画をよろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは、資料 8 を御覧ください。i P a d では 28 ページになります。

平成 31 年度狂犬病調査計画の案でございます。

内容については、平成 30 年度と同様ですので、御覧のとおりということにさせていただきます。

調査規模ですが、犬等が A 群、緊急性を要するものについては随時行います。B 群及び C 群については、5 頭程度です。

野生動物につきましては、A 群は随時、それから B 群及び C 群についても 2 頭程度は確保したいと考えています。

調査機関等についても、昨年度と同様で御覧のとおりでございます。

検査方法は、遺伝子検査法による狂犬病ウイルス特異遺伝子の検出、または蛍光抗体法による抗原の検出によって確定診断とします。

陽性時の対応ですが、調査の結果、狂犬病と確定診断された場合は、狂犬病予防法第 8 条に基づく届け出及び国への報告を行うとともに、ガイドラインに準じて当該動物の係る疫学調査やまん延防止対策、積極的疫学調査等の清浄化までの対応を行っていきます。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。

動物愛護相談センターと狂犬病の計画です。ほぼ今年度と同じようなところなんです
が、SFTSに関しましては、少し数を増やしたいということでございます。

御質問等、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

この二つ以外でも、全て今までの経緯を含めてでも構いませんが、御質問等はござい
ますか。よろしいですか。

では、事務局は、ただいまの御検討内容を踏まえして調査を実施願います。

それでは、事務局のほうから、その他の報告事項はございますでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 良いお知らせがございます。

第一種動物取扱業「販売業」における5年間の調査結果につきまして、論文として取
りまとめて、日本獣医師会雑誌に投稿していましたが、このたび「受理」の連絡があり
ました。こちらにつきましては、掲載されましたら皆様に御報告をさせていただきます。

それからもう1点、参考資料2として、今年度話題になりました動物由来感染症に関
する新聞記事を紹介させていただいております。こちらは委員どまりの資料とさせてい
たいただきます。

以上です。

○貞升座長 あと、ほかにいかがですか。

先ほどの、今岡先生からの資料は、これはいかがいたしますか。

○今岡委員 僭越ですけれども、平成30年度から厚労省のほうで愛玩動物由来感染症に
関する指定研究の研究班が立ち上がりまして、その中の事業の一つとして、今年度、動
物由来感染症ハンドブックの更新をしました。

今年は大きく変えようと考えて、順番として国内のペットから感染し得るもの、野生
動物から感染し得るものと、実際に国内で、今、患者さんが出ているものからと順番を
大きく変えました。一般の方々に身近なものからと、変える形でつくってみました。

一つの変更案ということになるので、また、これで皆様の御意見等があれば、お聞か
せいただけると、次年度の更新に反映をさせていただきたいと思います。

あと、これは厚労省のホームページからフリーでダウンロードできますので、どんど
ん配っていただければと、活用していただければと思いますので、よろしくお願いま
す。

○佐藤委員 先生、質問ですけれども、すみませんが、この購読対象者というのは、どの
あたりの年齢層なんですか。振り仮名も結構多いので。

○今岡委員 今までのバージョンだと、割と結構海外ものが前のほうにきていたりしてい
たところがあるので、そうではなくて、実際に日本国内で今ペットを飼っている方を対
象にしたいなという形で、順番を変えました。ですから、一般の方です。

○佐藤委員 先生、もう少し年齢層を低くして、子供バージョンもつくられたらいかがが
かなと。

- 今岡委員 そうですね。
- 佐藤委員 子供たちが一つのリスクになっていますし、動物の上手な付き合い方を教える上で、一つこういったものもあるよというのは、とってもいい教育になるんじゃないかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。
- 今岡委員 はい。
- 貞升座長 ありがとうございます。ハンドブックは、既に厚労省のほうからホームページをダウンロードできるそうなので、ぜひ皆さん、配布を含めてよろしくをお願いします。
- それから、先ほど委員どまりというのは、SFTSの猫から感染かというような記事だと思いますので、先ほど来から議論がございましたように、東京には今のところまだないんですけども、九州から宮崎とかワンちゃん・猫ちゃんが来たときは気をつけなければいけないということで、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。
- あと、すみません、一つ質問なんですけれども、今回はこの議事録をまたホームページ上でオープンになるわけですよね。どっかの段階で。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。
- 貞升座長 で、先ほど5年間のまとめで論文が受理されたということで、とてもありがたいことなんですけど、その後の次の区切りというのは、どのような感じでお考えでしょうか。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 やはり、調査結果、都民の方とか協力していただいた皆様へ、情報を還元して啓発してくためにも、何らかの形でまとめて出していくというのは必要かなと考えております。
- 貞升座長 ありがとうございます。引き続きよろしくをお願いします。
- そのほか、言い忘れたこととか御意見、これを機会にということとはございますでしょうか。
- どうぞ、先生。
- 佐藤委員 御存じだと思いますけれども、台湾でアブラコウモリからリッサウイルスが出ています。今後、媒介動物あるいは保有動物の一つとして、コウモリは外せないところかと思うので、今後の野生動物の種類の対象に、一つアブラコウモリを入れてみられたらどうか。どうやって捕まえるのというものもありますけれども、考えられた方がいかなと思いました。
- 貞升座長 アブラコウモリからリッサウイルスということですか。
- 佐藤委員 はい、割とセンセーショナルになったんですね。アジアにはいないと言われていたはずですけども、このところ見つかってきている。
- 貞升座長 事務局、いかがでしょうか。答えにくいと思いますが。
- 今岡委員 鳥獣保護法の対象ですよ。コウモリを調査するのはすごく大変だという話を昔聞いたことがあって、簡単に捕まえてというわけにはいかないという話を聞いたことがあります。

- 佐藤委員 それは、物理的に捕まえるんじゃないで、いろんなことがありそうですね。
- 今岡委員 そうですね。
- 貞升座長 小澤さんいかがですか。
- 動物愛護相談センター多摩支所監視一区統括課長代理 多分、今岡先生がおっしゃったとおり、有害鳥獣駆除の対象になっていけばいいんですが、ちょっと聞いたことがないのと、それから傷病鳥獣ということで衰弱しているものというのが対象、タヌキなどはあり得るんですけども、コウモリのぐあいが悪いからといって、恐らく鳥獣保護員さんのところで保護して、公費を使って治してあげるといことも余り聞いたことがないので、何らかの特別な許可をとって捕獲するということになるのかなと。それは環境局に相談しないとわからないのかなと思います。
- 佐藤委員 有害鳥獣の規定というのは、定義みたいなものがあるんですか。例えば家中にコウモリが入ってきていて、怖くてしょうがないんだけど、もう有害鳥獣になっていますよね。それはどうなんですか。
- 動物愛護相談センター多摩支所監視一区統括課長代理 所管外なんですけれども、基本的には農作物への被害ですとか、だから農林水産部局で申請をして、許可を得て駆除するというのが基本のようです。
- 貞升座長 感染研ではやられたりはしていないんですか。
- 今岡委員 いや、昔、調べようとしたこともあったと思いますが。
- 佐藤委員 一時あったかもしれませんね。
- 今岡委員 あと、外国で調べたりしていますけど、国内というのは。最初に調べたいと言っていたのはオガサワラオオコウモリだったと思うのですが、それはすごく大変だというような話を聞いた覚えはあるんです。
- 貞升座長 現段階の枠組みではなかなか難しそうですけれども、注意を払いつつ、健康被害が、恐らくもし人での健康被害が出たときには、ひょっとするということもあり得るので、情報収集を事務局を含めてしていったらどうかなと思います。
- ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。
- それでは、議題は以上でございます。
- 本日は、委員の方々からさまざまな御意見、御要望が出されました。事務局は、本日の意見を参考にさせていただいて、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。
- それでは、本日の検討はこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しします。
- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日は、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。来年度第1回の検討会では、本年度の調査結果についてまとめたものを御報告させていただきます。
- 来年度検討会日程につきましては、6月から7月ごろを予定しております。できるだけ早目に事務局より調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○貞升座長 ありがとうございました。

(午後 3 時 3 2 分 閉会)